

提出スルコトニナリタリテアリヤシテ回答ハヨク少少尙ノ相違
ハアリテモ以テ容ハ必要ナリナリセノデアリヤス

休憩

資力三端 資力四端ニ對シテ如何ニシテ其目的ヲ達成ス
ルカト云フ事ニシテ充分ニ意思ヲ示スニナリタリ

(二) 第八ノ決議事項ニナリテ其第九ハ希望事
項トナリテ其決議事項ニシテ議セラレタリ

(番外十二) 只今ノ説ニ賛成ナル決議ノ中ニハレテ議
事ニ進行サレタリ

(七) 前回ニ於テ決議シタ事項ヲ如何ニシテ達成スル
カ其ニ付テ議文ヲ出シタノデアルカラ其ヲ議セラレテ足
ラザルハ足シソレニヨリテ議セラレタリ

(十七) 決議ト希望事項ニ付テ當局ニ上申シタ効力ノ厚
薄ガアル様ナ御意見ガアルガ果シテソレニテ希望ヲ決議
トシテ出ス事ニシテ其ヲ議シテ項々ノ適當ナルト信ズル
(十八) 私ハ海軍ノ目的ガ那邊ニアルカヲ申上ゲテ自見タイ
ト思ヒマス目的ハ各勸組合ニ如何ナル意見ヲ持ツテ其
ルカ持テ合ツテ其ノ意見ヲ聞シテ一ツノ輿論ヲ作ツテ當
局ニ告々ハ何ガ故ニ斯クシテケレバナラヤイカク知ラシメルニテ
アル輿論ヲ起スルガタメニ一ツノ議案ニ對シテ提議案理
由ヲ述ベテ其レニヨリテ適當ナル建議ヲ附ヤテヤツテ其レニ
(七) 提議案理由ヲ述ベル 昨年十二月議案ヲ希メテ事項
ヲ當局ニ由ラシ出シテ幾分ハ効果アル様ニ思ヒタルガ例ニハ
其ヲ組合ニ參與スル權利ヲ與ヘテ賞ヒタリト云フコトニ